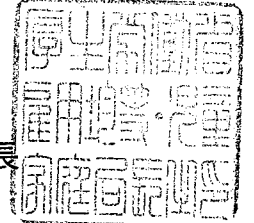


雇児発 1 1 1 7 第 3 号
社援発 1 1 1 7 第 3 号
老発 1 1 1 7 第 3 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日

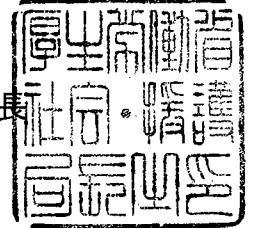
各都道府県知事
各指定都市長
各中核市長
各地方厚生局長

殿

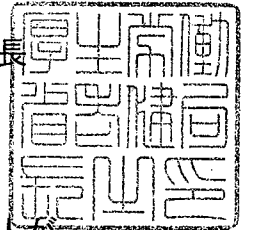
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



東日本大震災により被災した社会福祉施設を運営する社会福祉法人が、
国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受ける場合の要件緩和
について

社会福祉法人が社会福祉施設を設置する際、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日、障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号、大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長）において、都市部等土地の取得が極めて困難な地域に限り、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを認めている。

また、一部の社会福祉施設については、都市部等以外の地域についても、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを、各緩和通知（別添参照）において認めている。

今般、東日本大震災で被災した社会福祉施設を運営する社会福祉法人が、同施設を再開する等の場合は、各緩和通知の対象とならない社会福祉施設についても、都市部等か都市部等以外の地域であるかにかかわらず、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを差し支えないこととしたので、各所轄庁においては管内の社会福祉法人に対して周知願いたい。

なお、この場合においても、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要である。

また、施設所在地の変更に係る各種申請手続等は、従前のおりである旨申し添える。



(別添)

- 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」
(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)

- 「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について」
(平成12年12月1日障第891号・社援第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)

- 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」
(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)

- 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」
(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

- 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」
(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)

- 「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」
(平成18年3月31日社援発第0331029号・老発第0331018号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)